

進路のてびき

2025年度版



大阪府立寝屋川支援学校

進路指導部

もくじ

1	もくじ 本校における進路指導	P.1
2	小・中・高 進路の取り組み	P.2
3	小・中・高 卒業後の進路状況 高等部卒業後の進路	P.3
4	高等部 進路の取り組み	P.4・5
5	地域支援体制	P.6
6	相談支援の機能について	P.7
7-1	1 寝屋川市在住生 福祉事業所を希望する場合	P.8
7-2	2 門真市在住生 福祉事業所を希望する場合	P.9
7-3	3 企業就労を希望する場合	P.10
7-4	4 職業訓練校を希望する場合	P.11
8	進路先 及び 制度について	P.12・13
9	卒業生の進路先について	P.14・15
10	障がい者支援について（18歳以上）	P.16
11	障がい支援区分と介護給付・訓練等給付の関係	P.17
12	卒業後の重要な手続き	P.18・19
13	関係機関一覧表	P.20

1 本校における進路指導

<進路指導の目標>

◎豊かに生きるための力を育む

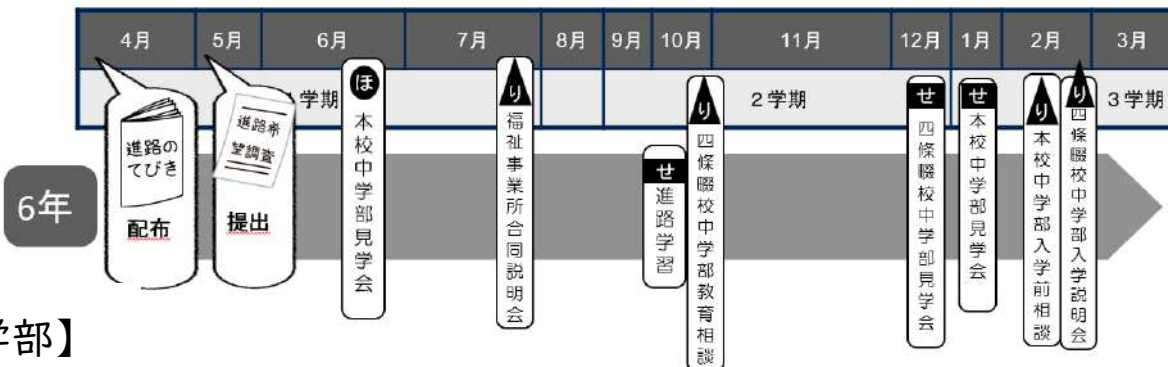
- ・社会参加と自立に向けた基礎的な力を育む（社会性・就労意欲）
- ・生き甲斐を持ち、豊かな生活を営む力を育む（意欲や興味・心身の健康）
- ・自己選択・自己決定し、主体的に生活する力を育む（自己理解・自己選択）

<進路指導の重点課題（高等部）>

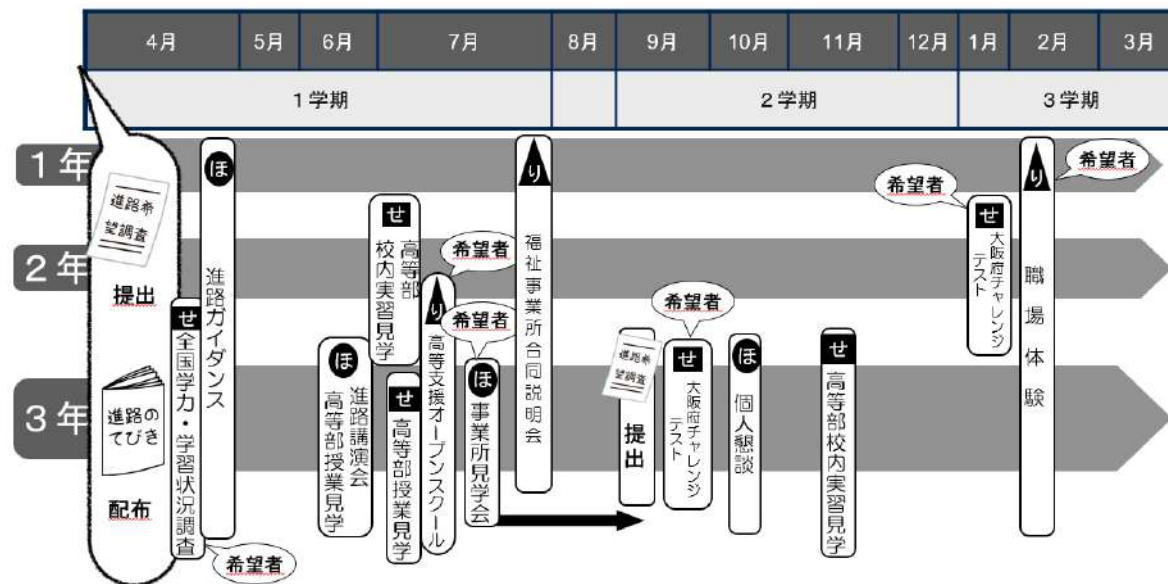
- ・卒業後の進路に向けて、生徒1人ひとりが見通しを持って取り組む力を育てる。
- ・卒業後の進路について、意欲を持って『自己決定』できる力を育む。

2

【小学部】

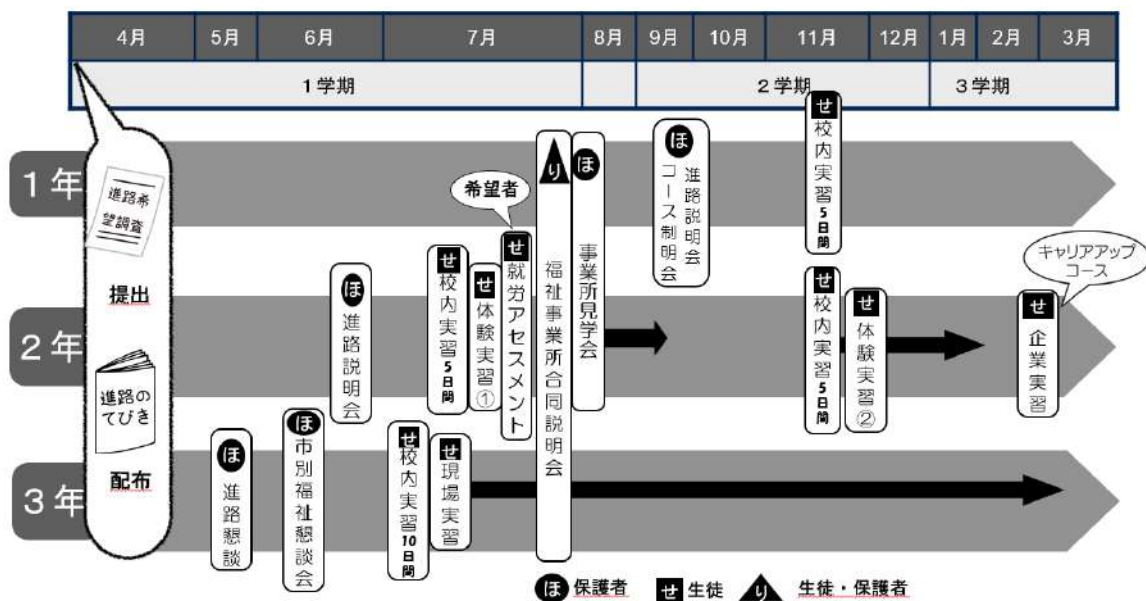


【中学部】



中学部卒業後の進路として「本校高等部」「高等支援学校」「高等学校共生推進教室」「高等学校自立支援コース」「通信制高校」「定時制高校」「高等専修学校」等、進路選択の幅が広がっています。希望進路先によって流れが異なりますので個別でご相談ください。

【高等部】



進路学習、職業体験、見学は「職業」「総合的な探究の時間」の授業で随時行います。
必要に応じて3年でも就労アセスメントを行います。

※上記の行事は予定ですので、変更になる場合があります。

3 小・中・高 卒業後の進路状況

【小学部】 校区：寝屋川市、四條畷市、大東市

	2022 年度	2023 年度	2024 年度
本校中学部	18	21	18
交野支援学校四條畷校	6	9	11
合計	24	30	29

四條畷市、大東市在住生徒は中学部は交野支援学校四條畷校の校区になります。

【中学部】 校区：寝屋川市

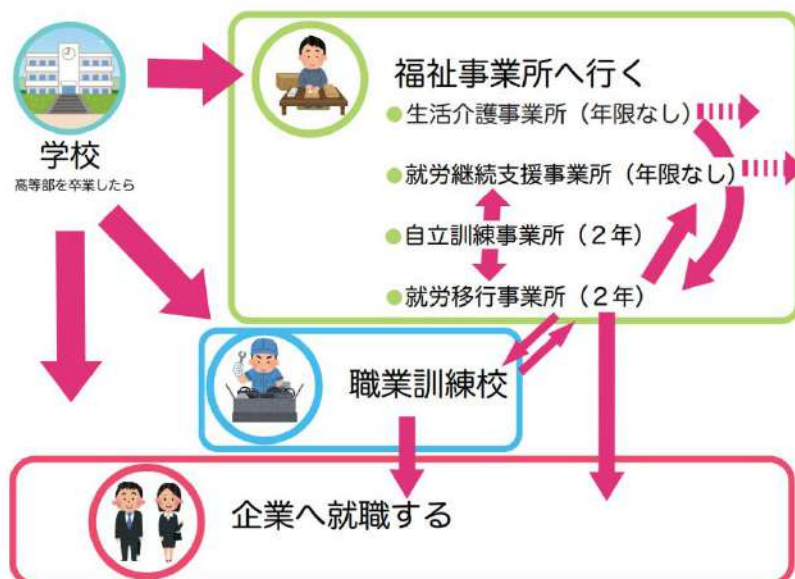
	2022 年度	2023 年度	2024 年度
本校高等部	23	22	28
高等支援学校	2	1	2
通信制高校	2	0	1
合計	27	23	31

【高等部】 校区：寝屋川市、門真市

	2022 年度	2023 年度	2024 年度
就労	6	8	6
職業訓練校	4	0	0
就労移行	4	1	0
就労継続支援 A 型	1	0	1
就労継続支援 B 型	11	10	10
自立訓練	10	8	3
生活介護	13	21	7
未定	2	0	0
合計	51	48	27

過去 2 年間の詳しい進路先は P14. 15 に掲載しています。

★ 高等部 卒業後の進路



4 進路行事

全学部

<福祉事業所合同説明会>

・福祉事業所の方に来ていただき、個別ブースを設けての説明会です。複数の事業所の説明が一度に聞ける機会になります。全学部の保護者、児童生徒の参加が可能ですので進路選択の参考にご活用ください。

<職業バザールウィーク>

・3学期(2月上旬を目途)に「職業バザールウィーク」を設定し、1週間高等部各学年生徒が販売学習を実施します。職業の授業で生徒が作った製品(木工、縫製、窯業、園芸、レザーなど)が多数出品されるとともに、コーヒーマシンを使った喫茶ブースも設けています。全学部保護者の参加が可能ですので、ぜひ来校して気に入った製品を購入いただくとともに、高等部の取り組みを知る機会としてもご活用ください。

中 3～高2

<保護者：事業所見学会>

・中学部3年生、高等部1・2年生の保護者を対象に学校主催の事業所見学会を実施します。8～9月に4か所程度の事業所を見学予定です。また、事業所案内や事業所主催の見学会等の案内は、学校に届き次第「地域情報」として配付、またはeメッセージで配信をします。個別に事業所の見学を希望される場合は学校に連絡のうえ、直接事業所にお問い合わせください。

高等部

<保護者：進路説明会>

- ・高1保護者対象に9月に行います。「コース制説明会」も同日に行います。
- ・高2保護者対象に5月に行います。

体験実習について(高1保護者対象)、現場実習について(高2保護者対象)は動画で2月頃配信予定です。

<保護者：3年 市別福祉懇談会>

・高3保護者対象に、寝屋川市、門真市と在住市に分かれ、福祉課の方に来ていただいて懇談会を行います。担当者より福祉サービスの利用や手続きについて、サービス等利用計画についてなどの話をさせていただきます。

<事業所見学>

・高等部1・2年生は「職業」や「総合的な探究の時間」等の授業で事業所見学に行きます。福祉事業所や企業へ公共交通機関やスクールバスを利用して行きます。卒業後の生活をイメージし、進路選択の参考にします。

<校内実習>

- ・卒業後の社会参加・自立を見据え、学校内でも「働くこと」のイメージ・見通しを持ち、「継続して作業する力」を身につけていくことを目的として、校内実習を高1から実施しています。
- ・1年生は11月に5日間、2年生は7月と11月に各5日間、3年生は6月に10日間実施します。
- ・校内実習期間は、外部からの委託作業・作業グループ単位での職場実習・清掃活動・余暇活動などをグループに応じて継続して行い、卒業後の仕事や活動形態を身近に感じ、社会や職場でのルールを守って働くことの大切さを学びます。

<職場実習>

・学校から授業の一環として企業や福祉事業所に職場実習に行きます。個人ではなくグループで半日実習を行います。自己選択、自己決定をめざし、経験の幅を広げる目的で行います。

<2年 体験実習>

- ・7月と11月の年2回体験実習を行います。卒業後の利用を前提とするものではありません。
- ・5月の個人懇談で希望実習先を検討していきます。
- ・校外で様々な経験をすることで生徒の実態把握をし、進路選択に役立たせることが実習の目的です。
- ・実習時は、教員が巡回指導または付き添いを行います。

コース	主な実習先	実習期間	実習時期
トライコース	生活介護・就 B	1 回目 生活介護 1 日 生活介護以外 2 日	1 回目 7 月ごろ～ 2 回目 11 月ごろ～
ワーキング コース	生活介護・就 A・就 B・自立訓練・ 就労移行、職業訓練校	2 回目 生活介護 1 日 生活介護以外 3～5 日	1 回目 7 月ごろ～ 2 回目 11 月ごろ～
キャリアアップ コース	自立訓練・就労移行・就 A・ 職業訓練校・企業		1 回目 7 月ごろ～ 2 回目 11 月ごろ～

- ・キャリアアップコースの生徒は3学期に企業実習（5日間ほど）を行います。

<3年 現場実習>

- ・進路決定には現場実習が必要です。
- ・5月の進路懇談で第一希望、第二希望の進路先をお聞きし、第一希望の進路先に現場実習に行きます。
- ・実習の併願はできません。
- ・実習終了後、本人・保護者の利用希望と、事業所の評価の確認を行います。
- ・原則、現場実習時に教員は付き添いません。必要に応じて、巡回指導を行います。

生活介護 (介護給付)	送迎は保護者でお願いします。 実習日数は、1～3日間ほど(事業所によって異なります)
就労移行・自立訓練・ 就労継続支援 A・B 型 (訓練等給付)	自力(本人)で事業所まで通所します。 実習日数は、2～5日間ほど(事業所によって異なります)
職業訓練校	体験入校に参加します。自力(本人)で学校まで通います。 企業実習との併願はできません。
企業	5～10日間ほどの実習をマッチングするまで行います。自力(本人)で通勤 します。実習にふさわしい服装(スーツか学生服)をご用意ください。職業 訓練校との併願はできません。

※体験実習・現場実習中の事故・けがの保険について

本人がけが等をした場合は「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」、第三者の身体や事業所の財物に被害を与えた場合は「インターンシップ・ボランティア・キャリア教育等体験活動保険」で対応します。

5 高等部での地域支援体制

18歳の誕生日、もしくは高等部卒業（3月）までは、制度上障がい児の支援を利用することができます。18歳の誕生日から障がい者のサービスに切り替えることができますが、その場合障がい児のサービスは終了することになります。一般的に本校の卒業生は、高等部生活では障がい児のサービスを、卒業後は障がい者のサービスを利用されています。

障害児支援施策について（児童福祉法、障害者総合支援法）

①障害児通所支援	児童発達支援（医療型含）
	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。医療型は身体障がい児対応。
	放課後等デイサービス
	就学中の障がい児に授業の終了後又は夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
②障害児入所支援	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
③相談支援	通所支援等の新生児及び支給決定時に障がい児支援利用計画を作成する。支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援計画の見直しを行う。

寝屋川市：こどもを守る課 門真市：子育て支援課（旧家庭児童相談室）

子育てや家族のことなど、子どもに関わる様々な困り感についての相談ができます。

寝屋川市は保健福祉センター、門真市は市役所内に設置されています。

子ども家庭センター

18歳未満の子どもに関わる様々な相談を受け、それぞれのお子様に適した支援（助言・指導・施設入所など）を行います。寝屋川市・門真市両市とも、中央子ども家庭センターが担当しています。

障害者就業・生活支援センター（通称：しゅうポツ）

ハローワークをはじめ、行政機関、就労移行支援事業所等の福祉施設、障害者職業センター、医療機関、支援学校などの関係機関と連携しながら、障がいのある方の就労支援や企業への雇用支援を行っている機関です。寝屋川市は「寝屋川市障がい者就業・生活支援センター」、門真市は「北河内西障害者就業・生活支援センター」（わーくぷらす）が担当しています。

寝屋川市障害福祉課・門真市障がい福祉課

福祉サービスの相談や申請を行う場所です。進路先決定に際しては、卒業後利用するサービスや障がい者支援区分の申請などで利用します。お住まいの地域ごとに担当のケースワーカーが配置されていますので、お気軽にご相談ください。

6 相談支援の機能について

相談支援事業所が行うのは以下の3つのサービスです。

相談

家庭生活や日中活動においての困りごとや利用しているサービス等について担当の相談員と相談を行います。相談の結果、必要に応じてサービスの利用や解決窓口の紹介などを勧めてもらえる可能性があります。

サービス等利用計画作成

- ・福祉事業所を利用するためには、サービス等利用計画が必要です。
- ・相談支援事業者が、ご本人やご家族の希望や状況等を確認しながら利用する福祉サービスの種類や内容を定めたサービス等利用計画を作成する場合と、相談支援事業所に代わりご本人やご家族、支援者が「セルフプラン」を作成する場合があります。
- ・各市で手続きの時期が異なります。(→詳しくは、寝屋川市はP8、門真市はP9)

モニタリング

定期的にサービス利用先に相談員が訪問し、本人やサービス提供事業所と懇談を行います。サービス受給に関しての問題点の有無や支援計画等についての確認を行います。

相談支援事業所の選定

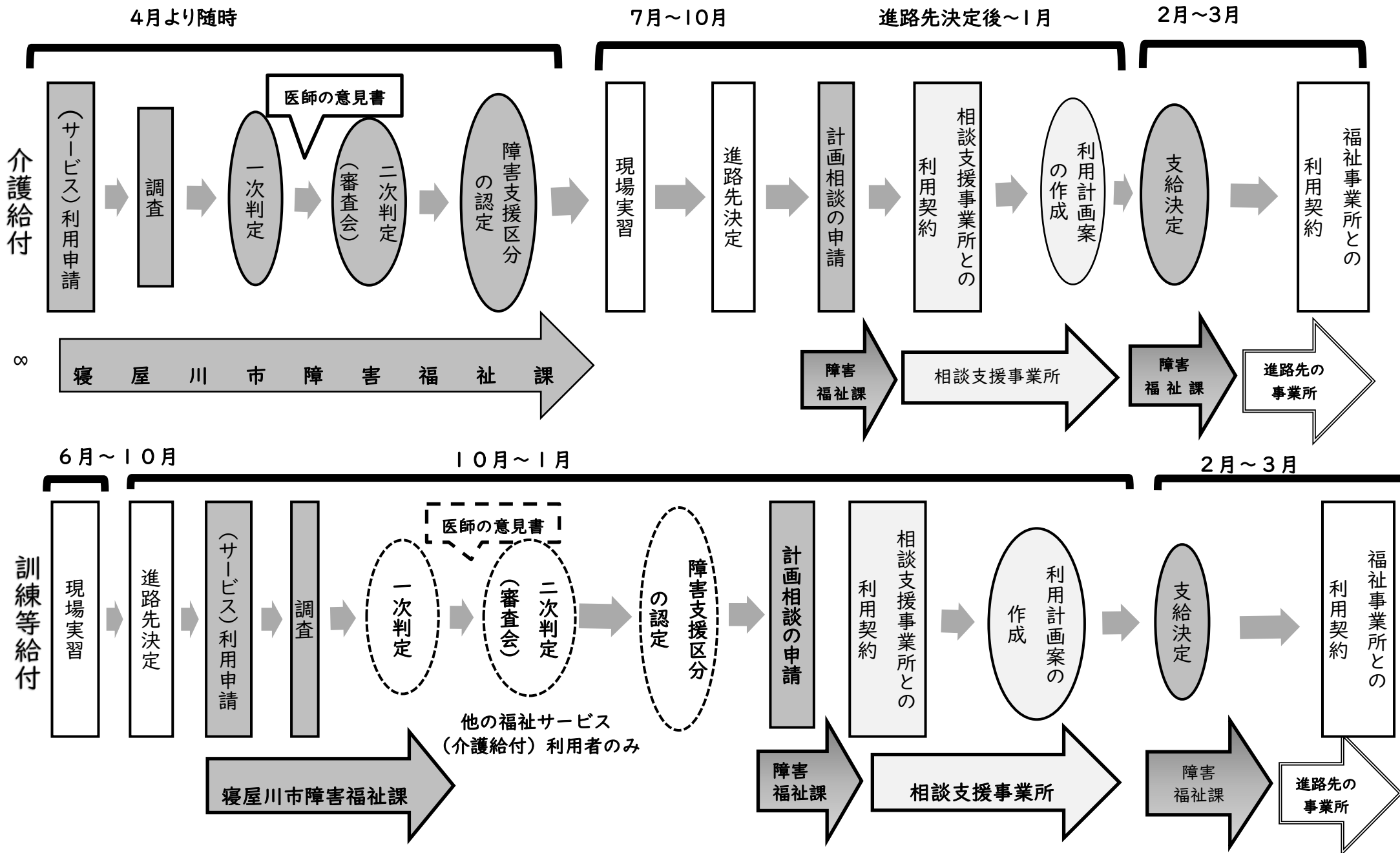
高等部3年生の生徒のうち、寝屋川市在住生は進路先決定後に利用の申請を行い、寝屋川市障害福祉課が決定します。門真市在住生は6～7月頃に利用申請を行い、門真市障がい福祉課が決定します。相談支援事業所が決定し次第、早急に相談支援事業所と契約し、サービス等利用計画作成に向けて連絡を取り合ってください。

○まとめ

- ・福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を利用するためには、サービス等利用計画が必要です。
- ・計画相談の申請については、在学中に障害福祉課での手続きが必要となります。
- ・本人や家庭の状況に合わせ、相談やモニタリングというサービスを提供しています。費用負担はありません。

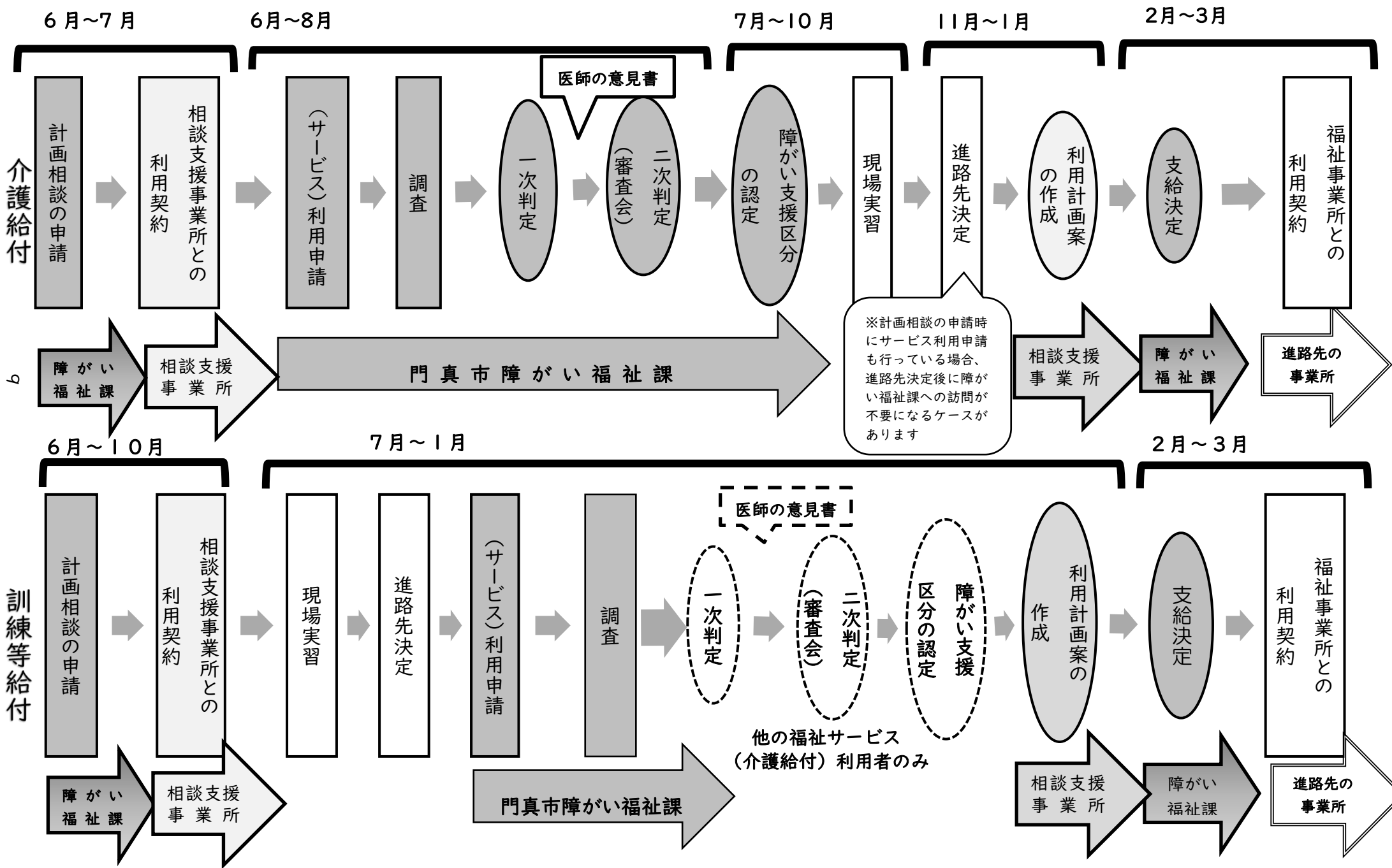
7-1 寝屋川市在住生 福祉事業所を希望する場合

□ は保護者が手続き等を行うもの
○ は、手続き後に実施されるもの



7-2 門真市在住生 福祉事業所を希望する場合

□ は保護者が手続き等を行うもの
○ は、手続き後に実施されるもの



7-3 企業就労を希望する場合

6月～12月

夏休み中

秋～2月

ハローワーク登録（職業相談）

在住市管轄のハローワーク（公共職業安定所）へ行き、求職申込書を提出します。指定された日時に本人・保護者同席で行います。

障害者就業・生活支援センター（しゅうぽつ）登録

卒業後の就業支援と生活支援をするところです。指定された日時に本人・保護者同席で行います。

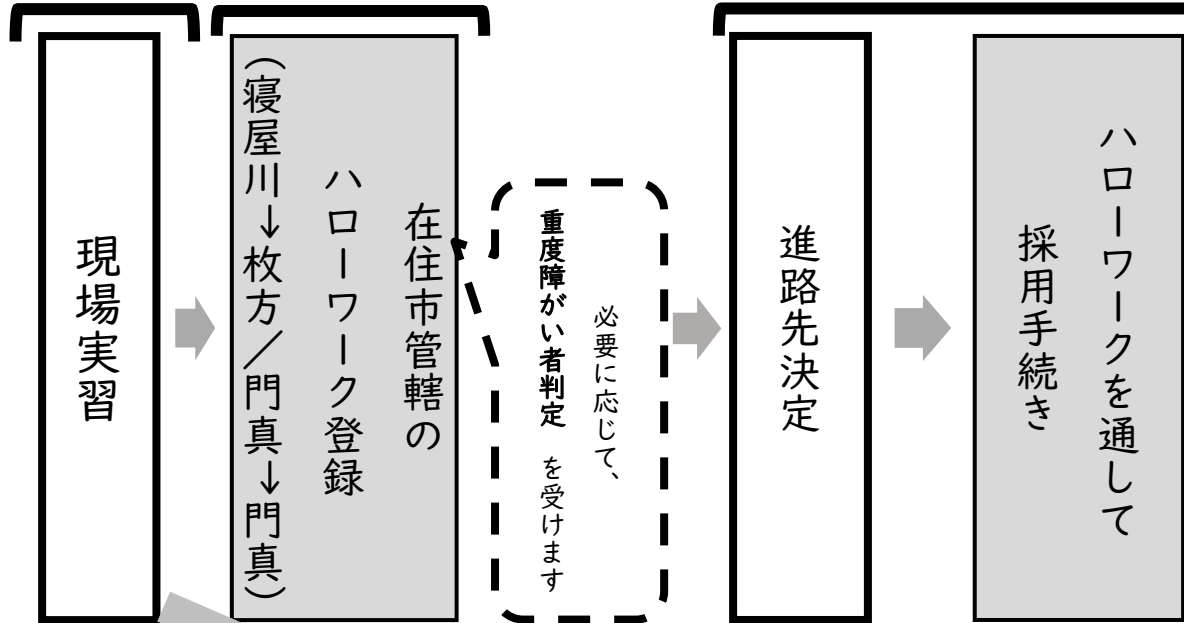
進路変更について

第2希望として、福祉事業所を設定していただきます。1回目の現場実習の後や、12月までに就労先が見つからない場合は、随時進路懇談を実施し進路変更を行います。

重度障がい者判定

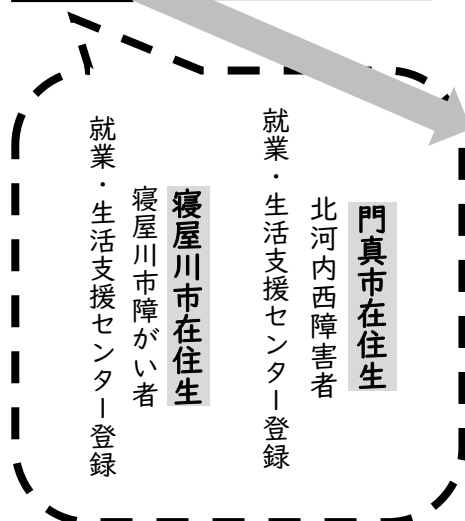
療育手帳とは別の、作業能力に関しての判定です。必要に応じて実施します。（ハローワーク登録の際に、説明があります。）

10



～1月

2月～3月



- は保護者が手続き等を行うもの
- は、手続き後に実施されるもの

各市障がい福祉課

相談支援事業所

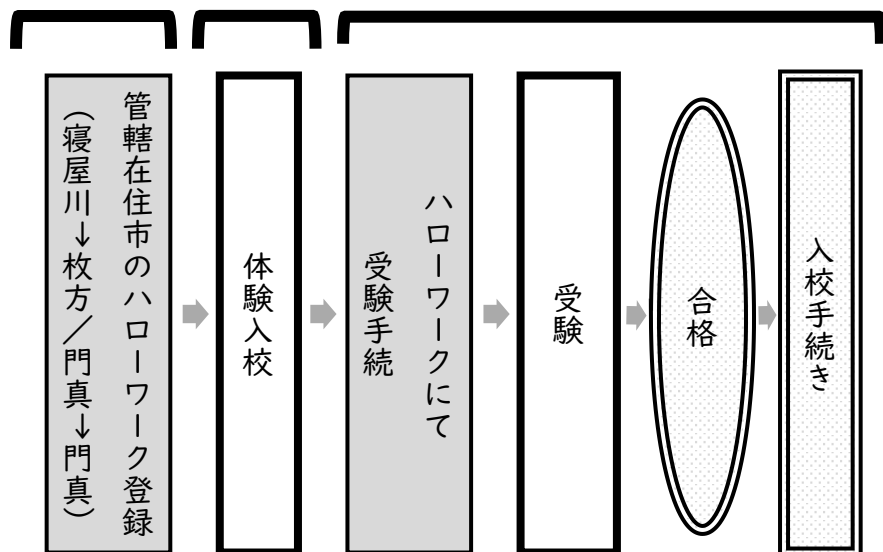
障がい福祉課

進路先の
事業所

7-4 職業訓練校を希望する場合

4月～8月 7月～10月

12月～2月



受験科目

～各校によって実施科目・内容は異なります～

1. 学 科 試 験 小学校高学年～中学校程度の問題（国数）
2. 訓練適正検査 作業の正確性・速さ等の評価
3. 面 接 基本的なマナー、志望動機について

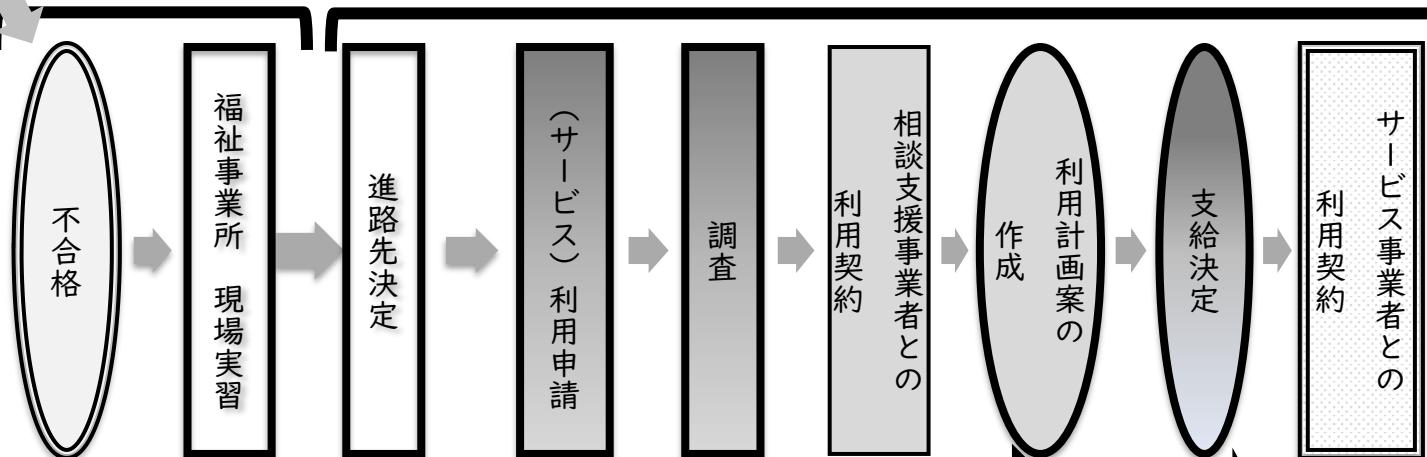
※受験に相応しい服装をご用意ください。（スーツ等）

二

1月

2月～3月

受験するためには、事前にハローワークの登録が必要となります。
(本人・保護者同伴で行います)



各市障がい福祉課

相談支援事業所

障害
福祉課

進路先の
事業所

□ は保護者が手続き等を行うもの
○ は、手続き後に実施されるもの

8 進路先 及び 制度について

高等部3年生5月の進路懇談（本人・保護者・担任の三者懇談です）で、希望事業所の空き情報を確認します。本校発行の「事業所活動紹介冊子」やWAM NET を参考にしてください。

WAM NET（ワムネット）は、福祉・保健・医療に関する
制度・施策やその取り組み状況などに関する
総合情報提供サイトです。

福祉事業所の情報が見られます。

是非、ご参考にしてください

→ <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pccpub/top/>



				障がい 支援区分	サービス等 利用計画	受給者証	ハローワーク 登録
福祉事業所	介護給付	生活介護	様々な身近自立に関する支援（創作的活動・生産活動の機会の提供や、入浴・排せつ・食事の介護等）を行います。	○ 区分3 以上	○	○	
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。原則2年間利用できます。		○	○	
		就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動や職業体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。原則2年間利用できます。		○	○	
		就労継続支援（A型）	企業等での就労が困難な方に対して、就労・生産活動などの機会を提供し、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。A型事業所は雇用契約に基づく就労となり、最低賃金が保証されます。		○	○	○
		就労継続支援（B型）	B型事業所は非雇用契約となり工賃が発生します。身近介助はありません。またB型を利用するには、就労移行支援のサービスを受ける必要があります。（就労アセスメント、次ページ参照）		○	○	
職業訓練校	学校によって、学科・コースは多様です。 実際の作業を通して、企業就労に必要な基礎能力と社会人としてのマナーなどを身につけ、企業就労を目指します。入学には受験があります。また、雇用保険より訓練手当が支給されます。原則1年間利用できます。						○
企業就労	障がい者雇用促進法に基づき、障がいのある方に対して理解のある企業に就労します。小売業（品出し・陳列・梱包）、製造業（電気機器の組み立て・食品製造・製品検査）、運輸業（倉庫管理）、飲食業（調理補助・飲食店の清掃）、福祉（介護補助・福祉施設での清掃）、サービス業（清掃・クリーニング）など、本人の適性にマッチする企業を見つけるために、現場実習に取り組み就労を目指します。本人の労働意欲やご家族の協力が必要となります。						○

<障がい支援区分>

- ・福祉事業所の介護給付を利用するためには、障がい支援区分の認定が必要です。（P17のサービス）
- ・申請の対象者は、生活介護の利用希望者と、介護給付のサービス利用希望者のみです。
- ・詳しくは、高等部3年生の市別福祉懇談会で説明いたします。
- ・区分の判定には、医師の意見書の提出ならびに認定調査員による訪問調査が必要です。必要な支援に見合った区分認定を受けるため、本人が一人で生活することを前提に困り感やサポートの仕方について伝えることが求められます。

<受給者証>

- ・福祉事業所の利用を希望される場合、各市障がい福祉課へ利用申請をしていただきます。利用に際して必要な手続きが終わると、支給決定がなされ、受給者証が発行されます。
- ・受給者証が発行されると、サービス事業所との利用契約を行うことができます。
- ・介護給付と訓練等給付では、手続きの内容が異なります。（→詳しくは、P8、9）

<就労アセスメント（評価）>

- ・就労移行支援事業サービス（18歳以上が受けられるサービス）を在学中に一時的に利用可能となる制度です。就労移行支援事業所で実習を行い、評価を得ることによって、今働く力や就労面にかかわる課題の把握ができ、適切な進路選択に効果を上げています。サービス利用の際は、市役所に利用申請し、発行された受給者証を持参の上で就労移行支援事業所との利用契約をします。18歳以上のサービスになりますので、アセスメント実施中は放課後等デイサービス等の日中活動系のサービスが使えません。（令和7年10月より『就労選択支援事業』になります。）

<卒業後の相談窓口について>

- ・18歳を迎えると「障がい者」となり、身の回りの問題について相談できる窓口が変わってきます。
- ・「基幹相談支援センター」「委託相談支援事業所」については、障がいのある方・家族などの支援者であれば、誰でも自己負担なしで相談可能です（事前のサービス利用申請は不要です）。「新たに福祉サービスを利用したい」など、総合的な相談内容に対応しています（各市相談窓口の一覧はP19、20）。

【福祉サービスを利用する場合】

- ・利用している福祉事業所等の担当者、障がい福祉課の地区担当ケースワーカー
- ・相談支援事業所（お住まいの地域の基幹相談支援センターおよび委託相談支援事業所、本人のサービス等利用計画を作成している相談支援事業所）

【企業に就労した場合】

- ・就職した企業の担当者、障がい者就業・生活支援センターの担当ケースワーカー
- ・相談支援事業所（お住まいの地域の基幹相談支援センターおよび委託相談支援事業所）

【その他の窓口の一例】

- ・保健所…精神疾患や引きこもりの相談窓口、医療・行政と連携した福祉サービス利用支援
- ・社会福祉協議会…日常生活支援事業（金銭管理・手続きの代行など）、生活困窮者自立支援事業（経済的に困っている方への就労・自立に向けた支援など）
- ・大阪府障がい者自立相談支援センター…18歳以上の療育手帳の更新・判定など
（身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳の更新については、各市障がい福祉課にご相談ください）

9 卒業生の進路先について

【令和5年度卒業生進路先一覧（2024年3月31日現在）】

	進路先	所在市	事業内容	寝屋川市在住		門真市在住		他市	計
				男	女	男	女	男	
福祉事業所	クローバー	門真	就労移行	1					1
	すばる・北斗福祉作業所	寝屋川	就労継続B型	1					1
	オリーブ	寝屋川	就労継続B型				1		1
	障セ・ウィタン	門真	就労継続B型				1		1
	さくら工房	門真	就労継続B型				1		1
	グリーンファーム私の太陽農園	四條畷	就労継続B型	1					1
	リベラルワークス	枚方	就労継続B型					1	1
	すずらんアニメーションスタジオ枚	枚方	就労継続B型				1		1
	就労支援センターあんず	枚方	就労継続B型	1					1
	グリーンファーム守口	守口	就労継続B型		1				1
	和やか	門真	就労継続B型			1			1
	Coco color	枚方	自立訓練				1		1
	Universal College CRECIO	大東	自立訓練	1					1
	支援センターさくら	大東	自立訓練		1				1
	スクールきると 守口校	守口	自立訓練	2					2
	生活訓練seed	大阪	自立訓練			2			2
	クローバー	寝屋川	自立訓練		1				1
	すばる・北斗福祉作業所	寝屋川	生活介護	<u>4</u>					<u>4</u>
	カラフルキャンパス	四條畷	生活介護	1		1			2
	パンプキン	寝屋川	生活介護	<u>1</u>					<u>1</u>
	輝きステーション	寝屋川	生活介護	<u>1</u>					<u>1</u>
	そらな	寝屋川	生活介護	2	<u>1</u>				<u>3</u>
	就労支援センターアクア	寝屋川	生活介護		<u>4</u>				<u>4</u>
	つばさ福祉作業所	寝屋川	生活介護	1					1
	りんごの森	寝屋川	生活介護		1				1
	るびなす苑	寝屋川	生活介護	2					2
	ジェイエスステージ	門真	生活介護			<u>1</u>			<u>1</u>
	第2ジェイ・エス ステージ	門真	生活介護				<u>1</u>		<u>1</u>
	CLAN守口	門真	生活介護			<u>1</u>	<u>1</u>		<u>2</u>
	センターケア	門真	生活介護				<u>1</u>		<u>1</u>
	smile	守口	生活介護	1			<u>1</u>		<u>2</u>
	Vivid-Life	大東	生活介護				<u>1</u>		<u>1</u>
	ピアンエトール恭愛 第二博愛	大阪	生活介護		1				<u>1</u>
企業就労	フレンドマート	寝屋川	小売り	1					1
	大阪複十字病院	寝屋川	介護		1				1
	藤本製作所	寝屋川	製造	1					1
	ココカラファイン	寝屋川	小売り				1		1
	小松製作所	枚方	清掃			1			1
	GU	大阪	小売り		1				1
	ABC-MART	寝屋川	小売り		1				1
	日本ハウズイング	大東	園芸		1				1
合計				20	13	6	8	1	48

※数字に下線が引いてあるところは、2か所、3か所併用のケース。

2か所併用5名、3か所併用1名

【令和6年度卒業生進路先一覧（2025年3月7日現在）】

	進路先	所在市	事業内容	寝屋川市在住		門真市在住		計
				男	女	男	女	
福祉就労	あらうん	四條畷	就労継続A型			1		1
	小路北町作業所(国松)	寝屋川	就労継続B型	1				1
	就労支援センターきのこ	寝屋川	就労継続B型	2				2
	つばさ福祉作業所	寝屋川	就労継続B型	2				2
	ミラル	門真	就労継続B型	1				1
	マンボウと海がめ	門真	就労継続B型				1	1
	和やか	門真	就労継続B型	2			1	3
	オリーブプラント	門真	就労継続B型				1	1
	グリーンファーム私の太陽農園	四條畷	就労継続B型			1		1
	革工房torogi	大阪	就労継続B型			1		1
	YCCカレッジ	寝屋川	自立訓練		1			1
	キャンパス生活訓練事業 クローバー	寝屋川	自立訓練		1			1
	すばる・北斗福祉作業所	寝屋川	生活介護	1				1
	Vivid-Life	寝屋川	生活介護			1	1	2
	TOIRO	寝屋川	生活介護	1				1
	さくらの作業所	寝屋川	生活介護			1		1
	生活介護センターダイヤ	寝屋川	生活介護				1	1
	第2ジェイ・エス ステージ	門真	生活介護			1		1
	かどまつ苑	門真	生活介護				1	1
	カラフルキャンパス	四條畷	生活介護	1				1
企業就労	(株)ライフコーポレーション	寝屋川	小売り	1				1
	(株)コスモス薬品	寝屋川	小売り	1				1
	有限会社 藤本製作所	寝屋川	製造			1		1
	関西マネジ興行株式会社	寝屋川	清掃	1				1
	(株)ハイジ	門真	介護補助			1		1
	日本郵便(株) 郵便局	交野	郵便	1				1
合計								27

※数字に下線があるところは併用のケース。

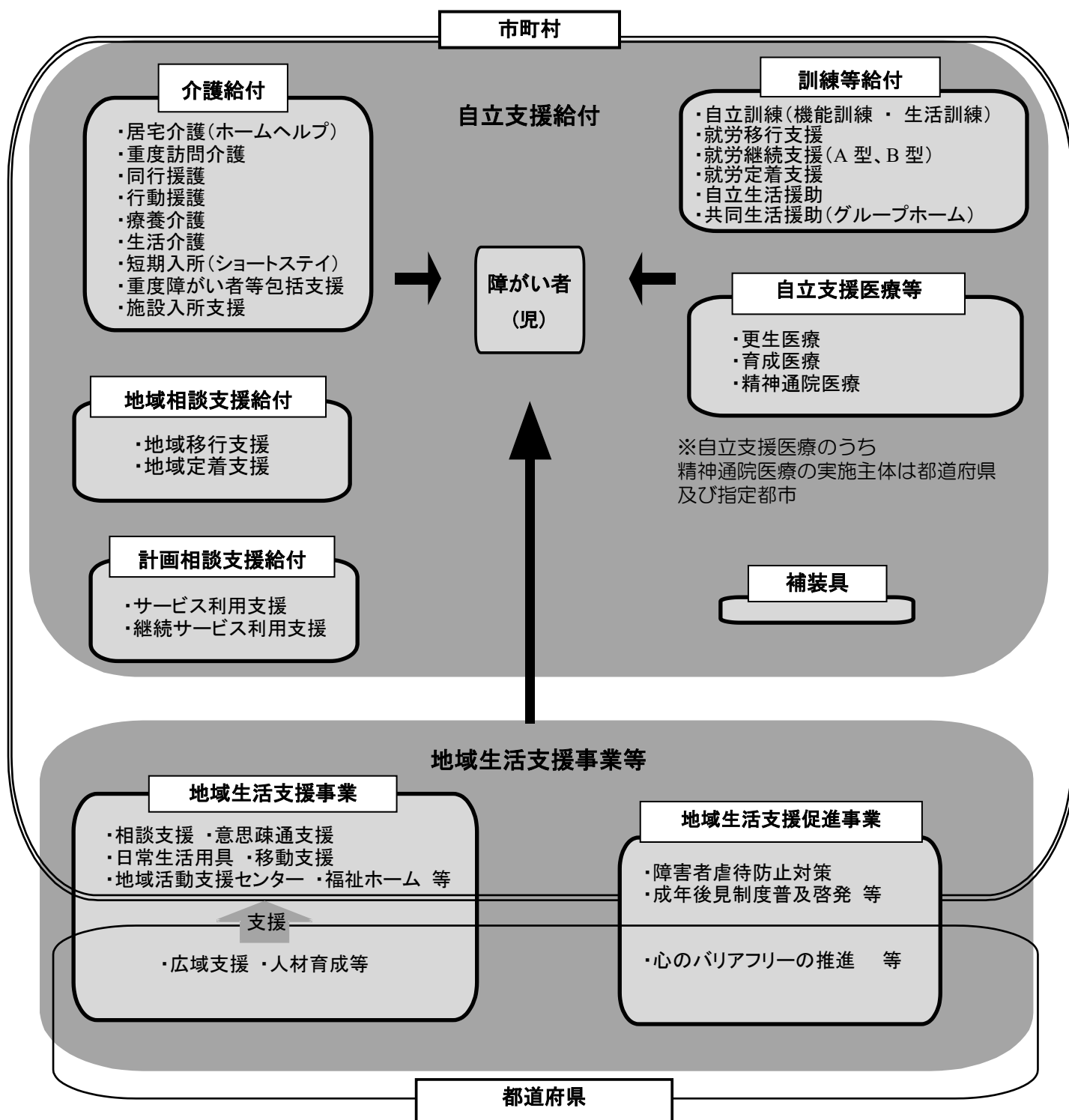
10 障がい者支援について（18歳以上）

平成25年4月から障害者自立支援法は障害者総合支援法と改称されました。

以下のサービスを利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、障がい支援区分の認定（介護給付・訓練等給付の共同生活援助で介護を伴う場合）と支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等との契約や指定医療機関での受診を行っていただくこととなります。

【障がい者総合支援制度によるサービス体系】

※大阪府福祉のてびきより



11 障がい支援区分と介護給付・訓練等給付の関係

サービス名称	対象			支援内容	支援区分						備考
	知	精	身		1	2	3	4	5	6	
				介護給付	※網掛けが該当区分です。						
居宅介護 (ホームヘルプ)	○	○	○	居宅（家庭）での入浴、排せつ、食事などの生活全般にわたる介護の提供							
重度訪問介護	○	○	○	行動上著しい困難がある方に対する居宅での入浴、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護の提供							
同行援護			○	外出の際に必要な情報提供をはじめとした円滑な移動の支援							視覚障がい者対象
行動援護	○	○		行動中の危機回避や移動中の介護							
療養介護	○		○	病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助							医ケア等が必要な方が対象
生活介護	○	○	○	施設で日中に行われる介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助							介護給付 P7～P9
短期入所 (ショートステイ)	○	○	○	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に介護等サービスを提供							
重度障がい者 包括支援	○	○	○	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供する							単体のサービスではない
施設入所支援	○	○	○	施設に入所する方に対して、夜間に行われる介護							
				訓練等給付							
自立訓練 (機能訓練)			○	通所又は居宅にて理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談及び助言その他必要な支援	区分は必要ありません						
自立訓練 (生活訓練)	○	○		通所又は居宅にて自立した生活に関する相談及び助言、その他必要な支援 宿泊型では上記の他、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行う							年限 2 年 訓練等給付 P11～P12
就労移行支援	○	○	○	就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練、及び就職活動に必要な支援を行う							年限 2 年 訓練等給付 P11～P12
就労継続支援	○	○	○	一般就労が困難な障がいのある方のうち、就労の機会、知識や能力の向上に必要な訓練、就職活動や職場定着の支援を行う A 型は雇用契約、B 型は非雇用契約							B 型希望の場合、 就労移行の利用が前提 P11～P12 訓練等給付
共同生活援助 (グループホーム)	○	○	○	地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他日常生活上の援助を行う							※利用に際し、区分の取得が必要となる場合があります

※学校では主に生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)を進路先として情報提供しています。その他のサービス提供事業所や利用日数(時数)については各市障がい福祉課または相談支援事業所に確認してください。

12 卒業後の重要な手続き

1、障害基礎年金の申請について（金額・障がいの状態は日本年金機構 HP より転載）

- ・20歳になると、障害の程度に応じて障害基礎年金の支給を受けることができます。申請については20歳になる誕生月から可能です。
- ・給付基準としては、所得が360.4万円未満で、何らかの支援を受けないと1人暮らしができない方が一定の目安です。

（令和6年度）

障害等級	基礎年金月額	障がいの状態
1級	85,000 円	他人の介助を受けなければ、ほとんど日常生活が送れない。 身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない。 活動範囲は、おおむね就床室内に限られる。
2級	68,000 円	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、 働くことができない。 家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできない。活 動範囲は、おおむね家屋内に限られる。

※その他3級（基礎年金では支給なし）、障害い手当金（一時金）があります。

ポイント・まとめ

- ・障害基礎年金に関する案内は届きませんので、自らお住まいの市役所または地域管轄の年金事務所に申請・相談を行っていただく必要があります。（年金事務所での相談は無料です）
- ・障害基礎年金を希望するには医療機関への通院が必須です。その際の受診記録や診断書は、記録として残しておいてください。
- ・生育歴や通院歴等を記入することがあるので、その記録についても廃棄せず保管してください。
- ・障害基礎年金受給後については、1～5年ごとに診断書の提出が求められる場合があります。
- ・2級以上に認定され国民年金保険料を納めないときは国民年金保険料免除申請の手続きが必要です。
- ・申請の時点で企業に就労されている方については、自分が加入している年金を把握する必要があり、厚生年金に加入している場合は保険料が免除にならない場合があります。また、本人の年収によっては支給制限を受けることがあります。

【参考・各市管轄の年金事務所】

名称	所在地	電話番号
枚方年金事務所（寝屋川市）	枚方市新町2-2-8	072-846-5011
守口年金事務所（門真市）	守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階	06-6992-3031

2、障がい者手帳の更新について

- ①更新期限が近付いたら（療育手帳は大半が20歳の誕生日に更新がありその後は5年ごとの更新、精神障がい者保健福祉手帳は2年ごとの更新です）、各市障がい福祉課の地区担当ケースワーカーに連絡して、福祉課に行く日時を決めてください。その際に福祉課に行く際の持参物をご確認ください。
- ②福祉課に行く際は、確認した持参物を忘れずにお持ちください。
- ③療育手帳更新の検査・判定は、大阪府障がい者自立相談支援センター（大阪市住吉区）で行います。福祉課との面談の際に、センターに行く日を決めてください。
- ④センターでの検査等が終了し、更新された手帳が発行された通知が届きましたら、通知と印鑑を持参のうえ障がい福祉課に取りに行ってください。

※身体障がい者手帳については、一度取得したら更新が不要な場合がありますので、個々のケースに関しては各市障がい福祉課までお問い合わせください。

3、後見支援制度について

- ・認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない方（以下「本人」と記載）を法律的に保護し、支えるための制度です。
- ・例として、預金の解約、福祉サービスの契約、遺産分割協議、不動産売買などをする必要があっても、本人が判断することが困難な場合、そのような行為はできませんし、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。
- ・本人の判断能力を補うために、家庭裁判所が援助者（成年後見人等）を選び、この援助者が本人のために活動する制度を後見支援制度といいます。
- ・本人の判断能力によって3つの区分があり、その区分に応じて同意、取り消し、代理の範囲などが決められています。
- ・65歳未満の知的障がい者、精神障がい者にかかる後見支援制度については、各市障がい福祉課にご相談ください。

【参考・各市の基幹相談支援センターと委託相談支援事業所】

<寝屋川市>

基幹相談支援センター	寝屋川市障害福祉課	072-838-0382
委託相談支援事業所	隆光学園相談支援事業	072-822-1006
	寝屋川市民たすけあいの会地域生活支援センター	072-838-4040
	障害者地域生活支援センター あおぞら	072-823-2360
	相談支援センター すばる・北斗	072-824-4664

<門真市>

基幹相談支援センター	門真市障がい者基幹相談支援センター えーる	06-6901-0101
委託相談支援事業所	門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス	06-6901-3041
	門真市障がい者相談支援事業所 あん	072-885-1144

13 関係機関一覧表

<寝屋川市在住>

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
寝屋川市 福祉事務所 福祉部障害福祉課 (寝屋川市障害者基幹相談支援センター)	寝屋川市池田西町 28-22	072-838-0382	072-812-2118
大阪府中央子ども家庭センター	寝屋川市八坂町 28-5	072-828-0161	072-828-5319
寝屋川市 障がい者就業・生活支援センター	寝屋川市境橋町 26-1	072-813-4153	072-813-4151
ハローワーク枚方 (管轄区域：枚方市、寝屋川市、交野市)	枚方市岡本町 7-1 ビオルネ・イオン枚方 6F	072-841-3363 (42#)	072-861-3920
寝屋川市保健所 健康部保健予防課 精神保健福祉担当	寝屋川市池田西町 28-22 保健所すこやかステーション	072-812-2362	072-812-2116

<門真市在住>

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
門真市 福祉事務所 障がい福祉課	門真市中町 1-1	06-6902-6054	06-6905-9510
門真市障がい者基幹相談支援センター えーる	門真市桑才新町 24-2	06-6901-0101	06-4967-5554
大阪府中央子ども家庭センター	寝屋川市八坂町 28-5	072-828-0161	072-828-5319
ハローワーク門真 (管轄区域：守口市、大東市、門真市、四條畷市)	門真市殿島町 6-4 守口門真商工会館 2F	06-6906-6831 (42#)	06-6780-7760
北河内西障害者就業・生活支援センター (わーくぷらす) (対象地域：門真市、守口市)	守口市京阪本通 2 丁目 5-5 守口市役所 3 階	06-6994-3988	同左
守口保健所	守口市京阪本通 2-5-5 (守口市庁舎 8 階)	06-6993-3133	03-6993-3136

<大阪府内>

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
大阪府障がい者 自立相談支援センター	住吉区大領 3-2-36 大阪府障がい者医療 リハビリテーションセンター内	地域支援課 06-6692-5261 身体障がい者支援課 06-6692-5262 知的障がい者支援課 06-6692-5263 手帳発行関係 06-6692-5264	06-6692-3981 06-6692-5340
大阪障害者職業センター	大阪市中央区久太郎町 2-4-11 クラブウアネックスビル 4F	06-6261-7005	06-6261-7066

【インターネットによる情報】

厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/
大阪府のホームページ	http://www.pref.osaka.lg.jp/
福祉医療機構 (WAM NET)	http://www.wam.go.jp/
大阪府立寝屋川支援学校	http://www.osaka-c.ed.jp/neyagawa-y/
(↑同窓会関係の案内ページへもこちらからアクセスできます)	

※この冊子は、高等部の授業の一環で製本作業を行いました。